

○自動車又は車両の使用制限処分の事務処理に関する訓令

(平成18年5月30日島根県警察訓令第19号)

自動車の使用制限処分の事務処理に関する訓令(平成3年島根県警察訓令第7号)の全部を改正する。

目次

第1章 総則(第1条―第3条)

第2章 自動車の使用制限処分の事務処理(第4条―第18条)

第3章 車両の使用制限処分の事務処理(第19条―第23条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この訓令は、道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第75条及び第75条の2の規定に基づく自動車又は車両の使用制限処分事務に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 自動車の使用制限処分 法第75条第2項又は第75条の2第1項の規定により自動車の使用者(自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平成13年法律第57号)第19条第1項の規定により読み替えて適用するものを含む。)に対し、当該自動車を運転し、又は運転させてはならない旨を命ずることをいう。

(2) 車両の使用制限処分 法第75条の2第2項の規定により車両の使用者(自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第19条第1項の規定により読み替えて適用するものを含む。)に対し、当該車両を運転し、又は運転させてはならない旨を命ずることをいう。

(3) 政令基準 道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)第26条の6から第26条の8までに規定する使用制限に関する基準をいう。

(4) 警察署等 警察署並びに交通部交通指導課、島根県警察交通機動隊及び島根県警察高速道路交通警察隊をいう。

(5) 警察署長等 警察署長並びに交通部交通指導課長(以下「交通指導課長」という。)、島根県警察交通機動隊長及び島根県警察高速道路交通警察隊長をいう。

(処分の迅速、適正な処理)

第3条 自動車の使用制限処分及び車両の使用制限処分は、道路交通上の危険・迷惑を排除するとともに、将来における道路交通の危険・迷惑の防止を図ることを目的として行うものであるから、処分事由が生じたときは、速やかに処分を行うものとする。

第2章 自動車の使用制限処分の事務処理

(処分事案の報告)

第4条 警察官は、法第75条第1項に規定する下命又は容認事案を認知したときは、速やかに自動車使用制限事案報告書(様式第1号)とともに、当該事案に係る交通反則切符、交通切符、現認報告書その他の捜査書類等を添付して、警察署長等に報告しなければな

らない。

(自動車使用制限事案報告書等の審査)

第5条 警察署長等は、前条の報告を受けたときは、当該事案における事実認定及び内容について審査するものとする。

(下命・容認に係る処分事案の上申)

第6条 警察署長等は、交通指導課長を経由し、自動車使用制限事案上申書(様式第2号。以下「上申書」という。)により自動車の使用制限処分を上申するものとする。

2 前項の上申に当たっては、次に掲げる関係書類等を添付するものとする。

- (1) 送致書の写し
- (2) 捜査報告書の写し
- (3) 現認報告書の写し
- (4) 交通反則切符2枚目(交通事件原票)の写し
- (5) 交通切符2枚目(交通事件原票)の写し
- (6) 実況見分調書の写し
- (7) 供述調書の写し
- (8) 最高速度違反登録票(甲)
- (9) 通行指示・応急措置報告書(乙)(通行指示書の3枚目)
- (10) 過積載事実登録票
- (11) その他処分事案の事実の証明に必要な資料
- (12) 処分事案に使用した自動車の自動車検査証の写し
- (13) 最高速度違反行為、自動車を離れて直ちに運転することができない状態にする行為、過積載運転行為及び過労運転に係る累計点数

(自動車の使用制限処分事案の上申)

第7条 交通指導課長は、次の各号のいずれかに掲げるときは、必要な書類を添付した上、自動車の使用制限処分の上申をするものとする。

- (1) 前条の規定による上申書を受理したとき。
- (2) 警察庁情報管理システムに基づく最高速度違反管理業務、過積載管理業務又は過労運転管理業務により、自動車の使用制限処分の対象事案の通報があったとき。

(上申書等の審査)

第8条 交通指導課長は、警察署長等から送付された下命又は容認に係る処分事案の上申書等を受理したときは、当該処分事案の事実の認定及び事案の証明について審査するものとする。

(処分事案の移送等)

第9条 第7条の規定にかかわらず、交通指導課長は、上申書等を審査し、又は自ら自動車の使用制限処分の対象事案を把握した結果、処分事案に該当するもののうち、自動車の使用の本拠の位置が他の都道府県警察の管轄区域内にあるものについては、自動車使用制限事案移送通知書(様式第3号。以下「移送通知書」という。)に第6条第2項の規定による関係書類等を添付し、当該都道府県公安委員会に移送するものとする。

(事業所カードの作成)

第10条 交通指導課長は、自動車の使用制限処分事案に関し警察署長等から送付された上申書等(他の都道府県に移送したものを除く。)及び他の都道府県公安委員会から受け

た移送通知書に基づいて、事業所カード（様式第4号）を作成するものとする。

（処分量定）

第11条 処分量定については、次によるものとする。

- (1) 政令基準該当性は、処分対象行為及び処分事情の内容に基づき審査するものとする。
- (2) 前号の審査の結果、政令基準に該当するものについては、点数計算の上、処分期間を量定するものとする。

（運輸局等に対する意見照会）

第12条 前条の処分量定の対象となった自動車の使用者が、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定による自動車運送事業者又は貨物利用運送事業法（平成元年法律第82号）の規定による第二種貨物利用運送事業を営業者（以下「事業者」という。）等であるときは、自動車の使用制限に関する意見照会書（様式第5号）により島根運輸支局長を経由して、運輸局長に対して通知し、意見を求めるものとする。

（聴聞手続）

第13条 処分基準に該当する事業所の使用者に対する通知は、聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第26号。以下「規則」という。）第8条の規定により行うものとする。

- 2 前項の通知をしたときは、受領書（様式第5号の2）を徴するものとする。
- 3 前項に規定する聴聞の通知書は、配達証明郵便によるものとする。
- 4 聴聞の公示は、規則第12条の規定により聴聞公示書（様式第6号。ただし、当事者の所在が判明しない場合は、様式第6号の2）により行うものとする。

（自動車の使用制限処分の執行手続）

第14条 交通指導課長は、島根県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が自動車の使用制限処分を決定したときは、自動車の使用制限書（様式第7号。以下「使用制限書」という。）を作成するものとする。

- 2 交通指導課長は、自動車の使用制限処分に係る事業所の位置を管轄する警察署長に対して、使用制限書及び道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第9条の15に規定する標章（以下「標章」という。）を送付するものとする。
- 3 前項の使用制限書及び標章の送付を受けた警察署長は、速やかに当該事業所の使用者（以下「被処分者」という。）に対して、使用制限書を交付するとともに、当該使用制限処分に係る自動車の前面の見やすい箇所に標章をはり付けるものとする。
- 4 警察署長は、自動車の使用制限処分を執行したときは、自動車使用制限処分執行報告書（様式第8号。以下「処分執行報告書」という。）を交通指導課長に送付するものとする。
- 5 交通指導課長は、公安委員会が自動車の使用制限処分を決定したとき、及びそれが執行されたときは、警察庁情報管理システムに基づく各管理業務により警察庁に報告するものとする。
- 6 公安委員会が自動車の使用制限処分を決定した後、被処分者の住居及び当該処分に係る自動車の使用の本拠地が他の都道府県警察の管轄区域内に変更されている場合は、交通指導課長は、変更先の都道府県公安委員会に対して、自動車使用制限処分執行依頼書（様式第9号）に、使用制限書、標章その他関係書類を添付してその執行を依頼するものとする。

7 前条及び第1項から第5項までの規定は、他の都道府県公安委員会から自動車の使用制限処分の執行を依頼された場合について適用する。この場合において、処分執行報告書の送付を受けた交通指導課長は、当該執行を依頼した都道府県公安委員会に対して、当該執行の結果を連絡するものとする。

(事業所カードの記入)

第15条 交通指導課長は、警察署長から送付された処分執行報告書を受領したときは、事業所カードに処分結果に関する事項を記入するものとする。

(標章の除去)

第16条 標章をはり付けられた自動車について、当該自動車を買受けた者その他当該自動車の使用について権原を有する第三者から当該標章の除去について申請を受けたときは、道路交通法施行規則第9条の16に定める手続を当該申請者にとらせるものとする。

2 前項の規定により申請を受領した警察署長は、標章除去申請事案上申書(様式第10号)に書類を添付し、速やかに交通指導課長に送付するものとする。

3 交通指導課長は、警察署長から送付された標章除去申請事案上申書を受領したときは、書面及び内容を審査し、申請者が申請に係る自動車の使用について権原を有するものであり、かつ、当該自動車を被処分者に使用させることがないことを確認した場合には、標章除去申請事案上申書の所定欄にその旨を記入するとともに、直ちに当該事案を管轄する警察署長に対し、当該標章を除去するよう指示するものとする。

4 前項の指示を受けた警察署長は、直ちに申請者にその旨を告げ、標章を除去するものとする。

(処理結果の記録)

第17条 自動車の使用制限処分の結果については、上申書の処分結果欄に記録し、その状況を明らかにしておくものとする。

(関係書類の保存)

第18条 事業所カードの保存期間は、10年とする。

2 自動車使用制限事案報告書、上申書その他自動車の使用制限処分を執行した事案の関係書類の保存期間は、3年とする。

### 第3章 車両の使用制限処分の事務処理

(車両の使用制限処分事案の上申)

第19条 交通指導課長は、警察庁情報管理システムに基づく放置駐車違反管理業務により、車両の使用制限処分の対象事案の通報があったときは、当該車両に係る過去6月以内の放置違反金納付命令書、過去1年以内の使用制限書の写し等を取り寄せ、当該通報に誤りがないこと並びに当該車両の使用者及び使用の本拠の位置等が変更されていないかどうかを確認した後、必要な書類を添付して、車両の使用制限処分の上申をするものとする。この場合において、交通指導課長は、車両使用制限命令事案報告書(様式第11号)を作成するものとする。

2 交通指導課長は、前項の確認の結果、当該車両が滅失し、又は使用者が変更されている場合は事務処理を打ち切り、既に当該車両の使用の本拠の位置が他の都道府県に移転していると認められる場合は移送通知書に関係書類等を添付し、当該他の都道府県の公安委員会に移送するものとする。

(自動車の使用制限処分の事務処理の準用)

第20条 第11条から第14条まで及び第16条の規定は、前条第1項の規定により上申した車両の使用制限処分事案について準用する。この場合において、次の各号に掲げる様式は、当該各号に定める様式に読み替えるものとする。

- (1) 自動車の使用制限に関する意見照会書 車両の使用制限命令に関する意見照会書  
(様式第12号)
- (2) 聴聞公示書 (様式第6号) 聴聞公示書 (様式第13号)
- (3) 聴聞公示書 (様式第6号の2) 聴聞公示書 (様式第14号)
- (4) 自動車の使用制限書 車両の使用制限書 (様式第15号)
- (5) 自動車使用制限処分執行報告書 車両使用制限命令執行報告書 (様式第16号)
- (6) 自動車使用制限処分執行依頼書 車両使用制限命令執行依頼書 (様式第17号)  
(車両の使用制限処分執行に当たっての留意事項)

第21条 警察署長等が車両の使用制限処分を執行する際は、原則として、被処分者又はこれに代わるべき代理人等の立会いを得るものとする。ただし、被処分者が法人の場合は、処分車両の属する営業所の長等処分車両の運行について責任を有する者の立会いを得るものとする。

2 前項の執行において、被処分者等が飽くまでも立会いを拒否し、又は使用制限書の受領を拒否する等の場合は、使用制限書を被処分者の自宅郵便受けに投函するなど、社会通念上被処分者の支配下に入ったと認められる状態にした上で、対象車両に運転禁止標章をはり付けるものとする。この場合、特に、次の事項に留意するものとする。

- (1) 対象車両が被処分者の自宅駐車場等にあるなど、車両の運行を制限しても違法迷惑にならない場所に所在している時に執行すること。
- (2) 被処分者等に対し、車両に運転禁止標章をはり付けること、使用制限期間中に当該車両を運行し、又は運転禁止標章を取り除くとそれぞれ罰則により処罰の対象になることを口頭で告げること。
- (3) 運転禁止標章のはり付け状況及び対象車両の走行距離計の走行距離数を写真撮影等により確実に記録し、処分期間中及び処分期間終了時に、必要に応じて、運転禁止標章のはり付け状況及び走行距離数に変化がないかどうかの確認ができるようにすること。

(処理の結果の記録)

第22条 交通指導課長は、車両の使用制限処分の結果を車両使用制限命令事案報告書に記録し、経緯を明らかにしておかなければならない。

(関係書類の保存)

第23条 車両使用制限命令事案報告書その他車両の使用制限処分を執行した事案の関係書類の保存期間は、3年とする。

附 則

この訓令は、平成18年6月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日島根県警察訓令第14号)

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年12月28日島根県警察訓令第41号)

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則 (令和3年3月17日島根県警察訓令第16号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、制定の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令の施行の際、この訓令による改正前の別表に掲げる訓令の規定により作成した用紙等で、現に残存するものは、なお使用することができる。

様式 [略]